

労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮崎労働局

最終更新日：令和5年2月2日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有) 大興建設	宮崎県都城市	R4. 2. 3	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	労働者にローラー（締固め用機械）の運転業務に従事させるにあたり、当該業務の特別教育を行っていないかったもの	R4. 2. 3送検
迫田興業（有）	鹿児島県志布志市	R4. 3. 15	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第163条	コンクリートポンプ車に構造上定められた長さを超えるホースを連結し使用したもの	R4. 3. 15送検
大成建設（株）	東京都新宿区	R4. 3. 15	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4	下請事業者に対し、元請事業者として事前に作成した作業計画へ適合するよう作業計画の変更指導を行わなかったもの	R4. 3. 15送検
クマモト工業（株）	宮崎県宮崎市	R4. 5. 10	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	高さ12.7メートルの足場上で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R4. 5. 10送検
(有) サトウ技建	宮崎県延岡市	R4. 11. 2	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上 の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したもの	R4. 11. 2送検
不二建設	宮崎県延岡市	R4. 11. 2	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上 の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したもの	R4. 11. 2送検
優工務店	宮崎県日向市	R5. 1. 5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生法第518条 労働者派遣法第45条	高さ3メートルの梁で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく、労働者に作業を行わせたもの	R5. 1. 5送検
(有) 中平商店	宮崎県日向市	R5. 1. 5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生法第538条	トラックのサスペンションシリンダの解体作業において、物体の飛来による危険を防止する措置を講じず、労働者に作業を行わせたもの	R5. 1. 5送検
持永木材（株）	宮崎県都城市	R5. 1. 12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生法第101条	製材機械の歯車に、覆い等を設けていなかったもの	R5. 1. 12送検